

平成19年第3回那須烏山市議会定例会（第4日）

平成19年9月13日（木）

開議 午前10時00分

閉会 午前10時54分

◎出席議員（20名）

1番	松本勝栄君	2番	渡辺健寿君
3番	久保居光一郎君	4番	高德正治君
5番	五味渕博君	6番	沼田邦彦君
7番	佐藤昇市君	8番	佐藤雄次郎君
9番	野木勝君	10番	大橋洋一君
11番	五味渕親勇君	12番	大野曄君
13番	平山進君	14番	水上正治君
15番	小森幸雄君	16番	平塚英教君
17番	中山五男君	18番	樋山隆四郎君
19番	滝田志孝君	20番	高田悦男君

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	大谷範雄君
経済環境部長事務取扱副市長	山口孝夫君
収入役	石川英雄君
教育長	池澤進君
総務部長	大森勝君
市民福祉部長	零正俊君
建設部長	池尻昭一君
教育次長	堀江一慰君
企画財政課長	国井豊君
市民課長	鈴木敏造君
農政課長	中山博君
管理課長	両方恒雄君
学校教育課長	駒場不二夫君

代表監査委員

富 永 年 秋 君

◎事務局職員出席者

事務局長

田 中 順 一

書 記

藤 田 元 子

書 記

佐 藤 博 樹

書 記

菊 地 唯 一

○議事日程

日程 第 1 (議案第9号) 那須烏山市こども館設置及び管理条例の制定について

※委員長報告～質疑～討論～採決

日程 第 2 (議案第16号・第17号) 那須烏山市決算の認定について・那須烏山

市水道事業決算の認定について ※委員長報告～質疑～討論～採決

日程 第 3 請願書等審査結果の報告について (議長提出)

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（小森幸雄君） おはようございます。ただいま出席している議員は20名です。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係部課長並びに代表監査委員の出席を求めていますので、ご了解願います。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。事務局長に朗読いたさせます。

[事務局長 朗読]

議事日程

平成19年第3回那須烏山市議会定例会（第4日）

開 議 平成19年9月13日（木） 午前10時

日程 第 1 （議案第9号）那須烏山市こども館設置及び管理条例の制定について
※委員長報告～質疑～討論～採決

日程 第 2 （議案第16号・第17号）那須烏山市決算の認定について・那須烏山市水道事業決算の認定について ※委員長報告～質疑～討論～採決

日程 第 3 請願書等審査結果の報告について（議長提出）

以上、朗読を終わります。

◎日程第1 議案第9号 那須烏山市こども館設置及び管理条例の制定について

○議長（小森幸雄君） 日程第1 議案第9号 那須烏山市こども館設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。

本案については、去る4日の本会議において、所管の常任委員会に審査を付託しております。審査の結果について、常任委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員長佐藤昇市君。

[文教福祉常任委員長 佐藤昇市君 登壇]

○文教福祉常任委員長（佐藤昇市君） 平成19年9月4日の本会議において本委員会に付託された議案第9号 那須烏山市こども館設置及び管理条例の制定について、9月11日午前9時から第2委員会室において文教福祉常任委員会の委員7名全員、教育次長及び市民福祉部長ほか関係職員計6名の説明者の出席のもと、慎重審議を行った結果、全員一致により原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

ただし、委員会の意見として、こども館の管理運営にあたっては市民の不安を解消できるよ

う市民の目線に立ち、実際に利用されるようその機能を充実させ、また関係機関相互の連絡調整や個人情報等の保護に十分配慮され、当該こども館を設置してよかったと思われるような施設の管理運営がなされるよう意見するものです。

以上で、条例審査結果報告といたします。

○議長（小森幸雄君） 以上で、常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） お諮りいたします。質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

議案第9号について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。議案第9号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は、原案のとおり可決いたしました。

◎日程第2 議案第16号 那須烏山市決算の認定について
議案第17号 那須烏山市水道事業決算の認定について

○議長（小森幸雄君） 日程第2 議案第16号 那須烏山市決算の認定について、議案第17号 那須烏山市水道事業決算の認定についての決算認定2議案を議題といたします。

本案については、去る6日の本会議において、それぞれ所管の常任委員会に審査を付託しております。付託案件に対する常任委員会の審査の経過と結果について、常任委員長の報告を求

めます。

議案第16号の所管事項について総務企画常任委員長の報告を求めます。

総務企画常任委員長樋山隆四郎君。

〔総務企画常任委員長 樋山隆四郎君 登壇〕

○総務企画常任委員長（樋山隆四郎君） 総務企画常任委員会の結果の報告をいたします。

去る9月10日、第1委員会室において9時より委員全員出席のもと、総務部長兼総務課長、企画財政課長、税務課長、会計課長、議会事務局長参加のもと、慎重審議をいたしまして全員一致で認定すべきものと結論を得ました。

ただし、次の4件に関して付帯意見をつけました。まず、第1は、市有財産の整理統合を図り、有効活用を推進していただきたい。

第2点は、防災等の情報はホームページやメールでも受信できるよう情報配信の整備を推進していただきたい。

第3点目は、地上デジタル放送完全実施に向けて、電波不感地域の実態を把握し、解消に努めていただきたい。

第4点は、収納対策の強化を図り、市税等の収納率の向上に努めていただきたい。

以上、4点であります。どうか総務企画常任委員会の決定どおり、ご可決くださいますようお願いを申し上げます。委員長報告といたします。

○議長（小森幸雄君） 次に、議案第16号の所管事項について、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員長佐藤昇市君。

〔文教福祉常任委員長 佐藤昇市君 登壇〕

○文教福祉常任委員長（佐藤昇市君） それでは、文教福祉常任委員会に付託されました委員長報告をしたいと思えます。

平成19年9月6日の本会議において、本委員会に付託された市民福祉部及び教育委員会の平成18年度那須烏山市の一般会計及び特別会計の歳入歳出決算について、9月10日午前9時から第2委員会室において、文教福祉常任委員7名全員、市民福祉部長ほか5名及び教育次長ほか3名の説明者の出席のもと、慎重審議を行った結果、一部反対意見はあったものの原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

なお、次のことについて要望し、意見を付することといたします。

国民健康保険及び保育料の徴収方法について、その改善等の努力が見られたことは評価するが、さらなる徴収率の向上に努められたい。

スポーツ、文化の振興発展のため、関係団体等への財政的支援を含め、機能強化のための施

策を要望する。

以上で、文教福祉常任委員会審査結果報告といたします。

○議長（小森幸雄君） 次に、議案第16号、議案第17号の所管事項について、経済建設常任委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長大橋洋一君。

〔経済建設常任委員長 大橋洋一君 登壇〕

○経済建設常任委員長（大橋洋一君） 経済建設常任委員会に9月6日に付託されました議案第16号 那須烏山市決算の承認についての本委員会が所管する部分及び議案第17号 那須烏山市水道事業決算の承認については、9月10日及び11日に議員控室において審査をしました。その結果、本委員会では全員一致で原案どおり認定すべきと決定いたしました。

本会議では昨年9月の決算審査において執行部に対し、要望事項として意見を付した結果、さまざまな改善が認められました。しかしながら、その一方では、諸事情により改善されない課題も残されており、今回、昨年に引き続き休耕地の有効活用の検討、水道加入率の向上、水道料の徴収率のさらなる向上を望みます。

決算審査結果といたします。以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、各常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） お諮りいたします。質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第16号、議案第17号について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

〔16番 平塚英教君 登壇〕

○16番（平塚英教君） 議案第16号及び第17号について討論を申し上げます。平成18年度那須烏山市一般会計及び平成18年度の特別会計歳入歳出決算及び平成18年度の那須烏山市水道事業決算の認定につきまして、公正で民主的、市民が主人公の姿勢を目指す立場

から、行政当局のさらなる努力と改善を求めまして反対討論を行います。

まず、この決算認定が一般会計と特別会計を一括で提案、審議されることに反対であります。もともと当初予算や補正予算の段階では別々の議案として上程されているわけでありますから、決算におきましても各会計ごとに上程すべきであり、改めて各会計ごとの決算認定の議案提出を求めるものであります。

市長も提案理由の中で内外情勢についての所信を述べられましたので、私も訴えるものであります。小泉内閣のこの5年5カ月間とそれを引き継いだ安倍内閣は、構造改革の名のもとに社会保障制度のあらゆる分野で医療、年金、介護など国民に負担を押しつけてまいりました。

また、所得税と住民税の定率減税廃止のサラリーマンや自営業者の増税実施、高齢者への急激な年金の増税、医療費、介護などの高負担など、痛みだけを押しつける政治を行ってまいりました。

その一方で、法人税減税を繰り返し、消費税導入時には年額20兆円であった大企業を中心とした法人税が今日では10兆円にまで減額されております。その一方で、定率減税の半減、廃止、年金増税と庶民には大增税、逆立ちした税制によって格差社会に追い打ちをかける事態が広がっております。格差と貧困が広がる中で、国民の生活権を脅かしております。

依然として地方経済は不況を脱却できない状況にあります。ところが、国民の暮らしの支えというべき社会保障が、逆に増税や保険料、医療費の大幅負担増で国民の暮らしに重くのしかかるという悪循環の事態に陥っているわけであります。構造改革、規制緩和政策は安心、安全どころか国民生活を破壊し、戦後築き上げてきた社会秩序を不安に陥れるばかりであります。

今回、行われました参議院選挙で、このような悪政に国民の厳しい審判が下ったのは当然のことです。その批判に耐えきれず安倍首相は政権を放り投げてしまいました。また、地方自治の分野でも、地方分権と三位一体改革とは名ばかりに地方交付税と補助金を減額し、税源移譲は言葉ばかりで不確定であります。地方自治を破壊する、予算編成もままならないこのような状態に地方行政を追い込んでいます。

いわゆる平成の大合併は、このような財政難のために合併しかないということで市町村合併をさせられてきているわけでありますが、必要な地方交付税や補助金、負担金を減額させられてしまうというのでは、合併しましても、ますます財政困難に陥ることは明らかではないでしょうか。地方自治を守るためには地方交付税制度を国が財源を含めてきちんと守るように求めることが大事であります。市長は国に対してそのことを強く訴えて奮闘すべきものと考えてるものであります。

平成17年度の一般会計はこのような情勢のもとで、国の政治色が色濃く反映された内容になっております。那須烏山市の一般会計では、歳入107億7,082万6,667円で、歳出

は103億580万8,472円でありました。この市税の中で収入未済額は11億2,279万6,097円で、市税の調定額40億7,856万257円の何と27.5%にも達しております。この収入未済額の大部分を固定資産税が10億4,141万6,418円と92.8%を占めており、本市の行財政運営に重大な支障を来しております。

この滞納のうち、6億6,521万34円が特定法人のものであり、10年来この固定資産税問題が放置されているもとで重大な問題になっております。特定法人の固定資産税滞納問題を法的拘束力も行使しながら、きちんと解決を図るように改めて求めるものであります。

また、保育料の1,409万9,032円の収入未済額、市営住宅使用料1,461万1,120円の収入未済額につきましても、努力はされておりますけれども、改めて解決のために奮闘を願うものであります。

歳入の面では、深刻な不況のもとで税収が伸びない中、国、県の補助金、負担金が削減され、市民には定率減税の半減と高齢者への年金課税、医療費の負担増、介護保険の改悪と自治体住民には大変厳しい予算となっております。このような中で、行財政運営にあたっては単に受益者負担を強めるのではなく、市民生活を守る立場で行財政執行に必要な補助金、負担金を国に求めるようにしていただきたいと思っております。

市民の負担金徴収の問題では、以前無料であった市の公共施設、運動施設や生涯学習施設の使用料を徴収しております。子供たちの教育的なものにつきましては減免制度が設けられておりますが、この徴収そのものには反対であります。その額は微々たるものであり、行政改革になるものではありません。

行政改革をいうのであれば、合併しないで頑張る福島県の矢祭町では、町長が歳入をふやし、歳出をカットする。そして市民サービスを維持向上してこそ真の行政改革だと言っております。単に歳出をカットするのは行政改悪だとまで言い切っているのであります。ぜひこういう立場で行革は努力をしていただきたいと思っております。

歳出の面では、財政難の折、前年度からの継続的な事業が多かったわけでありまして。市民各位のご理解とご協力のもとに執行されました。さらに、この事業を進められた執行部並びに職員各位の努力には敬意を表するものであります。特に、財政厳しい折、小学校の全学級に学習補助員を配置されたこと、また、烏山地区の小学校でも学童保育を実施されたことには敬意を表します。さらに少子高齢化対策を強め、福祉、教育政策を強めていただきたいと思っております。

一方、行政区長制度を導入いたしました。班長手当を無給にしたことには反対であります。役場職員や行政区長が市の文書、広報等をすべて配布するのであれば班長手当は要りませんが、行政区長から班長を通じて配布するやり方をさせているのであれば、班長に対し行政補助員として手当を支給するのは当然のものとするものであります。

依然として財政運営には厳しさが予想され、行財政運営にはむだをなくし、効率的な行財政執行を図るように、まちづくりにつきましても住民が主人公、住民の願い、要求にこたえるまちづくりを進めていただきたいと思います。問題山積みする当市の行財政運営にあたっては、行政責任を明確にして、市民本位の立場で解決のために抜本的な努力と対策を強めていただきたいと思います。

構造改革路線のもとで、ますます都市と地方の格差が広がる中で、本市の農工商を取り巻く情勢は深刻であります。市内の商工業を守る対策、労働者の雇用を守る対策には万全を期していただきたいと思います。中心市街地活性化と地元商店街を守る対策を強めていただきたいと思います。

農業の分野では日本農業が存亡の危機であります。小規模農業を切り捨てる今の国の農政のもとで、米を輸入しながら大幅な減反、採算のとれない米価を押しつける農政には反対であります。市独自の農政と営農集団育成を図り、中山間地の農業を守り、生産者の経営がなりたつ後継者の育つ農業行政を強く求めるものであります。

公共事業の透明性、市独自の積算単価の設定、入札の改善を図りながら、公正な公共事業を執行していただきたいと思います。各種団体への補助金、交付金の中でも、活動実態の見えないものがあり、さらに改善を求めるものであります。

税収不足の折、不況で苦しむ大変な思いをしている市民生活を考え、市当局も議会も襟を直し、市民の負託にこたえるべきであります。行財政運営にあたりましては住民こそ主人公の立場で、お役所仕事、マンネリ化を打破し、むだのない市民に信頼される行財政執行を求めまして、一般会計のまとめといたします。

次に、国民健康保険特別会計につきまして、日本国憲法と社会保障の一環として、市民の生命と健康を守る立場から国民健康保険事業を充実発展させる立場で、反対討論を行います。

医療給付に対する国庫負担の大幅な切り下げを初めとする国のたび重なる医療改悪のもとで、不況やリストラ、所得が減っている市民の納税者の国民健康保険税の課税が耐えきれず、徴収が大変になっていると思われまます。

平成18年度の国民健康保険税の収入未済額は2億1,064万6,658円で、調定額の16.52%になっております。これらの抜本的な解決を求めるものであります。合併によりまして、旧南那須町の国民健康保険税率に旧烏山もあわせまして、27%引き上げたものが若干下がった方もおりますが、国の定率減税の半減、廃止とお年寄りへの年金課税により、住民税と連動して国民健康保険税の引き上げになったわけでありまます。このことについては反対をするものであります。

憲法に基づく社会保障の皆保険としての低所得者を中心とした国民健康保険事業であります

から、資格証明の発行による保険証の取り上げをやめるべきものと考えます。本来の国民健康保険事業に建て直す立場から、第1に国民健康保険事業に対する国の責任を明確にさせ、医療給付に対する国の負担率をもとに戻すよう訴えていただきたいと思います。

第2番目に、国民健康保険事業が生命にかかわる最も重要な福祉事業であります。一般会計からの繰入を行って、負担軽減を図っていただきたいと思います。平成18年度は財政補てん繰入金として繰入を行ったことには敬意を表します。資産評価もバブル期から現況に即した評価に改めるべきと考えます。

第3番目には、疾病予防の充実強化を図り、早期発見、早期治療に積極的に取り組むよう求めるものであります。

第4に、国の医療制度改悪に反対し、国の責任を明確にさせ、真の国民健康保険事業に戻す運動を積極的に展開し、憲法と社会保障制度に基づく市民本位への国民健康保険事業に取り組むよう強く求めるものであります。

次に、老人保健特別会計につきまして、高齢者の命と健康が安心して保証される保健事業を目指す立場から反対討論を行います。たび重なる医療保険法の改悪によりまして、老人医療費の増大など負担増と、病院での高齢者の締め出しや重病化傾向が深刻な社会問題となっております。

小泉内閣は昨年の6月、医療制度の改悪を行いまして、医療費の3割負担を初めとする負担増を強行いたしました。その一環といたしまして、70歳以上の高齢者医療負担を全額1割負担にし、一定収入以上の高齢者には2割負担から3割負担に引き上げられました。さらに来年4月からは、70歳から74歳まですべての方が2割窓口負担に値上げすることになっております。

入院では、療養病床の食費と居住費が保険適用外となり、長期入院患者の入院費の増額と高額医療費でも負担増となります。さらに、来年4月からは75歳以上の後期高齢者医療保険制度の導入で、保険料の値上げ、年金天引きも実施されます。こういうことによって高齢者がさらに締め出され、医療難民が多数発生するおそれがあります。医療難民が出ないように対策を強めていただきたいと思います。

まさに老人いじめのこのような悪政は、高齢者の命、生存権を踏みにじるものであり、本決算に対しましても高齢者の命と健康を守る立場から、第1に予防医療の充実強化、特に訪問診療充実に努力を求めるものであります。第2に、高齢者が安心して生きがいを持って暮らせる福祉のまちづくりを推進していただきたいと思います。第3に、国の老人いじめの悪政や制度改悪に反対し、必要な財政措置を強く国に求めていただきたいと思います。

次に、介護保険特別会計決算について、高齢者に十分対応した介護保険制度、実態に即した

介護保険制度に改正する立場から反対討論を申し上げます。

発足当時から介護保険の問題といたしまして、介護認定を受けた利用者が介護サービスの1割負担が重いため、必要な介護サービスを抑制している実態があります。また、介護保険料も引き上げられ、高齢者、低所得者にとっては依然として負担の重い制度となっております。

介護保険制度が一昨年10月から全面改悪されました。施設入所者のホテルコストや食費が別建て料金になり、本人の年金では払えないケースも生まれているのが実態であります。平成18年度はそれが全面施行され、保険料の値上げ、軽度の高齢者の介護保険からの締め出しがされて、ケアマネ難民などの問題も引き起こっております。

さらに、市当局は介護予防事業を強めることは当然であります。さらに介護サービスの基盤の整備を図り、施設入所待機待ちをなくし、介護認定を受けた方々が必要なサービスが安心して受けられるように、保険あって介護なしと言われぬように、改めて介護保険制度の整備強化に抜本的に取り組んでいただきたいと思います。

次に、農業集落排水事業特別会計につきまして、これは興野の農業集落排水事業ですが、加入率が8割近いということで健全に行われております。さらなる円滑な運営を進めていただきたいと思います。

次に、下水道事業特別会計につきましては、旧烏山町の下水道事業着手12年目にあたり、第一次計画区域内処理区域の供用が進められておりますけれども、実際につなぎ込みが完了して使用されている戸数が少なく、処理区域内の人口の加入率は24.79%と大変低い水準にあります。

21世紀の新しいまちづくりとして公共下水道が稼働しているわけでありますので、この事業への関係者のご理解と加入促進を図るため、努力を担当者任せにするのではなく、市長、市当局が先頭に立って全市を挙げて水洗化率、加入促進の対策にあたっていただきたいと思います。

また、公共下水道の当初計画が余りにも大規模で、市民負担が重くならないように、地域によっては合併浄化槽の推進に切りかえるなど見直しを図るということも含めて、全体計画の見直しを進めていただきたいと思います。

簡易水道特別会計につきましては、全水道供給に向け、未給水地域への水道普及を求めるものであります。

議案第17号 平成18年度那須烏山市水道事業決算につきましては、生活に欠くことのできない水道水を供給し、真に市民のための福祉事業として進める立場から討論を行います。

平成18年度の水道事業の総収入は6億2,246万815円で、総費用が6億25万326円でありました。その差引純利益は2,220万9,489円ということであります。平成18

年度は七合簡易水道を上水事業に移行させました。水道事業は改良工事や拡張事業に伴う事業経費を企業債発行に依存しているために企業債償還が増加する中で、営業収益の31.66%を企業債の支払利息として払っている結果になっております。これが水道事業への重い負担となっております。

企業債の未償還残高は51億8,533万6,284円にも達しております。依然として利息の高いものが残っており、高利息のものにつきましては金融機関からの借入れを行って償還を行うなど、企業債償還のつけを安易に水道料金の値上げに転嫁しないように企業努力を求めるものであります。

また、有収率につきましては、七合簡易水道の移行によりまして75.5%に引き上がったとのことでありますが、配水量の25%近くが給水収益にならないのは異常事態であります。有収率の向上のために漏水調査やいろいろな努力を行っていただきたいと思っております。

水道事業は市の公共事業である以上、一般会計からも繰入を行うなど、市の責任で円滑な事業運営を図るよう期待をするものであります。

以上、述べてまいりましたが、今後の行財政運営にあたりましては長引く地方の景気低迷の中、税収不足の折、住民こそ主人公の立場に立って無理むだをなくし、健全財政への努力を図り、国の悪政から地方自治体と住民を守る立場で行っていただきたいと思っております。さらなる行財政改革、意識改革に取り組み、市長以下職員の一層の努力を期待いたしまして、討論のまとめといたします。

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

8番佐藤雄次郎君。

〔8番 佐藤雄次郎君 登壇〕

○8番（佐藤雄次郎君） 賛成討論を行います。

ただいま上程中の議案第16号及び議案第17号の決算の認定について、私は認定すべきものであるとの立場から賛成討論を行います。

大手企業の好調な業績により日本経済の景気は拡大の傾向にありますが、地域の景気回復に差が生じてきており、その結果、地域間格差の拡大が懸念されております。本市においても少子高齢化が進み、本格的な人口減少時代を迎え、過疎化、高齢化によって将来の地域社会の存立基盤さえ揺らぎかねなく、また、地方交付税の削減と不確定、不十分な財源移譲等により、苦しい行財政運営を以前として余儀なくされております。その上には相当な苦慮があったのではないかと思料されるところであります。

さて、議案第16号の那須烏山市決算の一般会計については、財源確保は厳しい状況の中で市税等の自主財源及び国、県の依存財源等の確保に努められておりますが、歳入については税

制改正や景気回復により市税においては若干の伸びはあったものの、国庫支出金の廃止、縮減等により、歳入確保が一層厳しい状況が続いておりますことから、自主財源確保のためのさらなる収納率アップのための取組みを期待するものであります。

歳出については、行財政改革集中プランに基づく事務事業等の見直し、特に大きなウエートを占める人件費の削減、昨年9月1日より導入した指定管理者制度により効率的な管理運営による経費削減等の行財政運営の努力は認められます。しかし、少子高齢化に伴う扶助費、市制施行に伴う生活保護や特別児童扶養手当にかかる費用、高齢者福祉、その他国民健康保険特別会計等の繰出金の支出があり、引き続き厳しい状況にあります。

事業面においては、合併特例債を有効に活用した道路整備事業や施設整備事業を優先的に実施するなど、限りある財源を効果的に執行するなど財政健全化に取り組んでおり、市当局の努力に敬意を表するものであります。

また、7つの特別会計がございますが、社会環境の変化や住民ニーズの多様化に伴い、行政が求められる内容は複雑かつ高度化してきており、昨今の地域医療、高齢者福祉や障害者福祉、環境保全等に対する行政の果たす役割は非常に大きいものがあり、社会福祉の充実、生活環境の改善、公衆衛生の向上など強く求められております。

そのような状況の中、人口減少に歯どめがかからず、また高齢者及び低所得者層を多く抱える構造的な体質を持っている本地域であります。極めて厳しい財政が強いられている中において、地域医療の確保と健康増進、特に高齢者に対する医療、介護予防、生きがい対策等の積極的な事業の執行が見られ、また、国民健康保険税等の収納率向上のための努力も認められます。全体的に独立採算の建前を堅持し、健全な運営に向け努力されていることは認識するものであります。なお一層のサービスの充実と収納率の向上を期待するものであります。

次に、議案第17号 那須烏山市水道事業決算の事業会計については、先ほど述べたように大企業を中心とした民間需要の増加により、企業収益の回復は見られますが、地方行政にとっては人口の減少も起因し、依然厳しい状況であります。常に経済性を発揮するとともに、公共の福祉を増進するように運営されなければならないといった地方公営企業法の基本原則にのっとり、水道事業の徴収改善等に努力され、その経営の合理化、健全化に努められ、継続的な安定した水の供給がなされているものと認識しております。今後もさらなる収益確保を図りながら、経営の健全化及び安全な水の供給が図れることを期待するものであります。

終わりにあたり、市民が安全かつ健康で安心して生活できる施策を強くお願いするとともに、決算審査にあたられました両監査委員に対し深く感謝を申し上げ、賛成討論といたします。

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第2 議案第16号について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、議案第16号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第17号について、原案のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、議案第17号については、原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎日程第3 請願書等審査結果の報告について

○議長（小森幸雄君） 日程第3 請願書等審査結果の報告についてを議題といたします。

先の定例会において継続審査になっておりました陳情書について、文教福祉常任委員長の報告を求めます。

文教福祉常任委員長佐藤昇市君。

〔文教福祉常任委員長 佐藤昇市君 登壇〕

○文教福祉常任委員長（佐藤昇市君） 請願書等審査の結果を報告いたします。

平成19年9月4日の本会議において報告を求められた継続審査中の陳情書第4号 療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書の提出について、9月11日午前9時から、第2委員会室において文教福祉常任委員会の委員7名全員出席のもと、慎重審議を行った結果、一部採択との意見はあったものの、県内の当該陳情の取扱等や懸念される現状等を踏まえ検討した結果、不採択が妥当であるとの意見に達し、不採択多数で不採択とすることといたしました。

以上で、請願書等の審査結果の報告といたします。

○議長（小森幸雄君） 以上で、常任委員長の報告が終わりました。

これより委員長に対する質疑を行います。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより、委員長の審査結果報告について討論に入ります。

まず、報告に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 療養病床の廃止・削減計画の中止と介護保険の充実等を求める意見書の提出を求める陳情書について、これは3月定例議会に提案され、私も所属している文教福祉常任委員会に付託されたものであります。

3月議会から3回の定例議会の中で審査をしたものでありますし、その間に提出関係者にも来ていただいて、今の医療制度の実態の中でこういうことが実施されたらどういうことになるのかというような細かな説明を受けたわけでありまして。しかしながら、最終的にこのようなことをしなければ、医療費の高騰によって保険制度が成り立たないというような財界の代表のような委員の発言があったり、あるいはこれは昨年6月の通常国会において決まったことだからというようなことで、国会で決まったら何の手出しもできないんだというような、およそ地方自治の一員としてどうなのかなと思われるような意見の中で、残念ながら私以外の不採択ということで決定をされてしまったものであります。

しかし、皆さん、これが今後医療保険関連法の実施によりまして、高齢者の皆さんが保険料の負担、また医療費の負担、そして病院からの締め出しということで、大変な目に今遭っているわけですが、実際に38万床のベッドが23万床も削られたらどういうことになるのか。これは2012年までに削られることになっておりますけれども、残念ながら厚生労働省のほうでは、その受け皿もつくりませんで単にベッドを6割も削減するということでありますから、現在そこに入院されている方は明らかに締め出される、追い出されるということで、介護施設のほうに行ってくださいということになるわけですが、実際に介護施設のほうでは入所待ちの方が全国で38万人もいる。

こういうような状況の中で23万床もベッドを削られたお年寄りはい体どこに行ったらいいんでしょうか。こういうような本当にお年寄りに負担を背負わせ、また病院から締め出し、そして行き場もないようにする、これが本当に美しい国をつくる政策なんですか。

私はそういうような中で、ここで挙げられている陳情内容は当然のことであるというふうに考えますし、地方自治体としてこんなことが本当に実施されたならば、地域のお年寄りを中心とした方々が行き場がなくなる。医療や福祉の大幅な後退になるということは明らかだと思いますので、改善を求めるのは当然であり、さらに地域住民が安心して介護保険制度でこれが救われるような制度こそ進めるべきだということを強く訴えまして、お年寄りの負担増、また医

療費の値上げ、そして医療機関あるいは介護施設からの締め出し、このようなお年寄りいじめの政策には断固戦っていきたいということを訴えまして、委員長報告には反対をするものであります。

以上。

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

お諮りいたします。日程第3 請願書等審査結果の報告については、委員長の報告どおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、文教福祉常任委員会の審査結果については、委員長報告のとおり決定いたしました。

これをもちまして、本定例議会に付議されました案件はすべて終了しました。

ここで、市長のあいさつを求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕

○市長（大谷範雄君） ごあいさつを申し上げます。平成19年第3回那須烏山市議会定例会、9月4日を初日といたしまして本日まで10日間の会期で開催されました。今期定例会は、総合計画・基本構想や平成18年度決算審議等重要案件につきまして、慎重かつ活発なご審議を賜りましたこと、まことにありがたく感謝を申し上げます。

なお、会期中に賜りましたご意見、ご提言は真摯に受けとめさせていただきまして、今後の市政に反映させる所存であります。なお、提案議案あるいは一般質問の中で一部対応不十分な点もありましたこと、おわびを申し上げます。

会期中本市にありましても、9月6日、7日に台風9号の直撃を受けまして、風水害の危険にさらされましたが、幸い倒木や土砂災害等は若干があったものの、被害等は最小で済んだ感があります。天与の恵みと災害対応にご尽力を賜りました関係各位に感謝を申し上げます。

さて、昨日、安倍首相辞意表明との報道が全国を駆けめぐり、震撼をさせました。きょうの新聞等の見出しにつきましては、正当性なき政権の末路とか政策の遂行困難またはあきれた政権放り出し、さらに健康不安、孤立も深まるなど、健康問題に配慮しながらも厳しい酷評とも言える見出しが目白押しとなりました。

三位一体の改革以来、地方は今格差問題で極めて苦しい状況なのであります。このような時期に国民不在ともとれる国政の無責任さは憤りを感じざるを得ません。早急なる国政全般の建て直しを進めていただきたく、国民への説明責任を果たしてもらいたいと強く要望してまいりたいと思います。

さて、稲刈りもいよいよという時期に台風あるいは前線の停滞が続いておりまして、なかなか始められないでおりましたが、いよいよ本格化してまいりました。市民の皆さんの安全なる農作業を祈願する次第であります。

さらに秋は行政、教育分野におきましても、行祭事が目白押しでございます。運動会、敬老会、合併2周年記念式典、消防点検、文化祭、第1回市民号等が開催されます。議員各位にありまして大変ご多用のところではございますが、ぜひご参画をいただきまして激励の言葉を賜りたいと存じます。

終わりに、今期定例会は報告を含めまして21議案を上程させていただきましたが、いずれも原案のとおり可決、ご決定を賜りましたことはまことにありがたく、改めまして感謝とお礼を申し上げます。議員各位にありましては、ますますご健勝で議会活動に邁進されますようご祈念を申し上げます。

重ねて本日無事閉会になりましたこと、心から感謝を申し上げまして、ごあいさつとさせていただきます。まことにありがとうございました。

○議長（小森幸雄君）　以上で、9月4日から本日までの10日間にわたりました平成19年第3回那須烏山市議会定例会を閉会いたします。大変ご苦労さまでした。

〔午前10時54分閉会〕

上記会議録を証するため下記署名いたします。

平成19年12月4日

議 長 小 森 幸 雄

署 名 議 員 中 山 五 男

署 名 議 員 樋 山 隆 四 郎